

●香川県警察本部告示第5号

香川県少年警察活動実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月17日

香川県警察本部長 永 井 達 也

香川県少年警察活動実施規程の一部を改正する規程

香川県少年警察活動実施規程（平成20年香川県警察本部告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（被害少年についての活動）</p> <p>第44条 活動規則第36条第1項及び第2項に規定する支援は、必要に応じて、<u>被害者対策部門（香川県警察本部警務部企画課犯罪被害者支援室及び警察署の警務課をいう。）</u>と連携して行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>（被害少年についての活動）</p> <p>第44条 活動規則第36条第1項及び第2項に規定する支援は、必要に応じて、<u>被害者対策部門（香川県警察本部警務部企画課被害者保護対策室及び警察署の警務課をいう。）</u>と連携して行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。